

## 令和8年度川西市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）、川西市財務規則（平成5年川西市規則第11号）、令和8年度兵庫県環境部補助金交付要綱等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の対象となる者、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び市長が別に定める書類を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）もしくは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条第2項の規定により当該補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第6条 市長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ(当該変更が第2号に掲げるものであるときは、市長が指定する期日までに)、補助金変更交付申請書(様式第7号)に市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(市長が別に定める軽微な経費配分の変更を除く。)

(2) 第4条の規定により通知された金額の変更

(3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(市長が別に定める軽微な事業内容の変更を除く。)

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更の可否について決定し、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第8号)もしくは補助金変更不交付決定通知書(様式第9号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第11号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定める報告事項等について報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第12号)を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了期限)

第10条 補助事業者は、令和8年12月24日までに補助事業を完了させなければならない。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときはその完了した日から起算して20日以内に、補助事業実績報告書（様式第13号）及び市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。

(是正命令等)

第12条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第14号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 市長は、前条の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第15号）により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係るその他の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 市長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者の名称その他市長が必要と認める事項を公表することができる。
- 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他市長が必要と認める場合に行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 市長は、第13条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、市長が別に定める処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)の間、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)する場合において、その取得価格又は

効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

保存しておかなければならない。

(暴力団等の排除)

第20条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことができる。

2 交付申請者又は補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、当該補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第21条 市長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

(補 則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別表又は別に定める事項に定める。

2 交付申請者又は補助事業者は、補助金の交付等に関して市から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業名	令和8年度川西市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業
補助事業の目的	自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する市民を支援することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図る
補助事業の対象となる者	次に掲げる要件を全て満たす者  (1) 川西市内で自ら居住する新築・既築戸建て住宅に太陽光発電設備(自家消費型)及び蓄電池を一体的に導入する者。  (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度の認定、又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。  (3) 発電した電力量の30%以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者。  (4) 補助対象設備の設置に関し、国の他の補助制度を活用しない者。
補助事業の対象となる経費	太陽光発電設備・蓄電池の購入費用及びその設置に係る工事費用（それぞれ単体の導入は補助対象外） 自己所有に限る。
補助率	・ 太陽光発電設備：7万円/kW（上限：5kW）  ・ 定置用蓄電池：蓄電池の価格（円/kWh）の1/3以内。 ただし、下記価格の1/3を上限とする。（工事費込み・税抜き） （上限：14.1万円/kWhの1/3、5kWh） ※20kWh未滿
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収支予算書 (様式第 1 号の 2)</li> <li>2 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書 (様式第 1 号の 3)</li> <li>3 誓約書 (様式第 2 号)</li> <li>4 委任状(補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。)(様式第 3 号)</li> <li>5 交付要件該当に係る確認書 (様式第 4 号)</li> <li>6 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し</li> <li>7 (既築住宅の場合) 設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書等</li> <li>8 (既築住宅の場合) 申請者の設置地への居住状況を示す公的書類</li> <li>9 設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの(カタログ等の写し)</li> <li>10 機器設置前の現況写真</li> <li>11 発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション等)</li> <li>12 (国の補助金を利用する場合)太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類</li> <li>13 市税 (市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税)の滞納がないことを証明する書類(納税証明書)</li> <li>14 県税の滞納がないことを証明する書類 (納税証明書(3) 滞納の税額がないことの証明)</li> <li>15 実施設計書及び図面(工事に伴う補助事業等に限る。)</li> </ol> <p>(指定期日) 別途通知する。</p>
第 7 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助事業の対象となる経費相互間の 20%以内の変更をする場合</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 次に掲げる変更以外の変更 事業内容の新設、廃止</p> <p>(添付書類) 第 3 条の添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 別途通知する。</p>
第 9 条 第 1 項	<p>(報告事項等) 必要が生じたときは別途通知する。</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収支決算書 (様式第 1 3 号の 2)</li> <li>2 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入実績報告書 (様式第 1 3 号の 3)</li> <li>3 請求書の写し</li> <li>4 領収書の写し</li> <li>5 契約書及び契約内訳書の写し (申請時に提出があった場合を除く)</li> <li>6 補助対象設備の保証書の写し</li> <li>7 (新築住宅の場合) 設置する土地・建物の全部事項証明書等</li> <li>8 (新築住宅の場合) 申請者の設置地への居住状況を示す公的書類</li> <li>9 電力会社との接続契約書、売電契約書等 (FIT 認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用) の写し</li> <li>10 (非 FIT 売電無の場合) 逆潮流防止装置の設置が確認できる書類</li> </ol>

	11 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類 12 建物の外観及び設備の設置が確認できる写真
	(指定期日) 別に指定する日
第 1 8 条 第 1 項	(処分制限期間) 法定耐用年数 太陽光発電設備：17年 蓄電池：6年